

13

電気料金などの支払い猶予など

【問】下記、問い合わせ先へご連絡ください。

地震により被災した皆さんには電気料金などの特別措置があります。

- 電気料金支払い
 - ・電気料金の支払期日を1カ月延長します。
 - 電気を使用していない場合
 - ・電気を全く使用していない場合は電気料金を免除できます。
 - ・災害で電気設備が使用できなくなった場合は、使用できない設備の基本料金を免除できます。
 - 被害のあった家屋などを修理する場合
 - ・家屋などの復旧のために電気を使用する場合は、使用料金を免除できます。
 - ・引き込み線、軽量器などの取り付け位置を変更する場合の工事費が免除できます。

免除を適用するためには、手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。
 手続きにはり災証明書などが必要です。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ

九州電力(株)大津営業所
 ☎0120(986)602

14

上水道料金減免など

【問】大津菊陽水道企業団 ☎096(293)7711

▼上水道料金の減免

熊本地震の影響による水道水の濁りにつきまして、大津菊陽水道企業団給水条例第36条の規定に基づき下記のよう減免します。

- 対象期間
 - ・6月、7月請求分(4月の検針日、6月の検針日までの約60日間使用分)。
- 減免内容
 - ・定期検針間での使用期間(約60日間)のうち濁水を給水した期間が10日であることから、お知らせ水量から1/6を差引いた水量で、料金算定いたします。
 - ※定期検針時に各家庭に配布する「水道使用量のお知らせ」を基準に当てはめて計算をしてください。濁水による一律減免の場合は個別でのお知らせはしません。

▼漏水修繕による料金減免

- ・給水装置において生じた漏水・地震による漏水を含む)に対して、漏水修理完了後、水道料金減免申請書での申請により水道料金の減免を行います。
- 必要書類
 - ・水道料金減免申請書
 - ・工事写真
 - ・修理前、修理後の写真
- ※申請書には申請者と施工業者の押印が必要です。申請書は企業団窓口で受け取りできます。また、企業団ホームページ(<http://www.oooki-water.or.jp/>)でも確認できます。

15

災害弔慰金 災害障害見舞金

【問】役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

●災害弔慰金

地震により亡くなったとき、その遺族に対して災害弔慰金を支給します。

●対象となる人

熊本地震により亡くなった人の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)

■内容

- ・亡くなった人が生計維持者 500万円
- ・亡くなった人が生計維持者以外 250万円

●災害障害見舞金

地震により重度の障害を受けた人に対して見舞金を支給します。

●対象となる障害

- ・両目失明
- ・要常時介護
- ・両上肢ひじ関節以上の切断など

■内容

- ・重度の障害を受けた人が生計維持者 250万円
- ・重度の障害を受けた人が生計維持者以外 125万円

16

日本財団 住宅損壊見舞金

【問】下記、問い合わせ先へご連絡ください。

地震

により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、「見舞金」を支給し、生活の再建を支援するものです。貸家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象になります。住んでいる人に対する支援制度のため、非住家や事業所は対象となりません。

●対象となる人

4月14日時点で熊本県内に居住の世帯で、熊本地震により住宅が「全壊」「大規模半壊」した世帯。

●見舞金の支給額

一世帯あたり20万円

●必要書類

見舞金支給申請書、り災証明書の写し、振込口座の通帳の写し(世帯主名義)、本人確認書類の写し、委任状(世帯主本人以外が申請する場合、世帯主本人からの「委任状」が必要です)。

※申請書は福祉課で配布しています。

●申込期限 平成29年3月31日(金)

●申込方法 左記の住所へ期限までに郵送してください。

●申し込み・問い合わせ

日本財団災害復興支援センター熊本本部
 ☎070(3623)9611
 ・郵送 〒107-18404
 東京都港区赤坂1-2-12
 日本財団ソーシャルイノベーション推進チーム 熊本地震見舞金受付係

17

災害ボランティアセンター

【問】下記、問い合わせ先へご連絡ください。

家

屋の片づけが困難な人を対象に掃除や片付け支援などを行うボランティアの派遣をしています。必要な人は要望受付へご相談ください。また、お手伝いいただける人も随時募集しております。詳しくはお問い合わせください。

●受付時間 午前8時30分～午後5時

●問い合わせ

●要望受付 ☎096(293)6516

●ボランティア受付 ☎090(8348)2570



ボランティアは子どもから大人までたくさんの方が参加しています



全国からの応援メッセージもあつまっています

18

町内社会教育(体育含む)施設の利用休止について(5月16日現在)

【問】生涯学習施設関係 役場生涯学習課 生涯学習係 ☎096(293)2146
 スポーツ施設関係 役場生涯学習課 生涯スポーツ係 ☎096(293)8088

地震

により、町総合体育館をはじめ町内多くの社会教育施設が被害を受けています。比較的被害が少ない施設も、現在避難所として利用しており、次にあげる社会教育施設は当面の間、一般の利用を中止します。

町民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、施設の安全性が確認され次第随時貸し出しを行う予定です。使用についての情報は、町ホームページ、生涯学習情報誌、広報などによりご確認ください。

●利用できない社会教育施設

- 町中央公民館、町文化ホール、大津地区公民館分館、陣内地区公民館分館、錦野地区公民館分館、平川地区公民館分館、瀬田地区公民館分館、町民交流施設(オークスプラザ)、野外活動等研修センター、矢護川コミュニティセンター、町総合体育館、町運動公園球技場・競技場サッカーコート・弓道場、菊阿体育館、武道館

●貸出し開始施設

- 町民グラウンド、町民テニスコート、昭和園テニスコート、杉水グラウンド、高尾野公園グラウンド、山村広場全体、町運動公園(多目的広場・競技場トラック・クレイコート)